

(仮称) 加茂市障がいのある方もない方も共に生きる地域の実現を目指す条例
制定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 加茂市で障がいのある方もない方も、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現を目指すための条例を制定するにあたり、(仮称)加茂市障がいのある方もない方も共に生きる地域の実現を目指す条例制定検討委員会(以下「検討委員会」という。))を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び市長に提言する。

- (1) 加茂市で障がいのある方もない方も、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現を目指すための条例制定に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で暮らす障がい者ご本人又はご家族
- (3) 障がい者支援団体関係者
- (4) 障がい福祉サービス提供事業者
- (5) 地域関係者
- (6) 医療関係者
- (7) 市内企業関係者
- (8) 公募により選任された市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、検討委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉課 障がい支援係において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年3月20日条例 第2号)の例による。ただし、次に掲げる委員の報酬については、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 1回につき10,000円

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会に諮り、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。